

NISAとは?

作成：

大和証券株式会社 ライフプランビジネス部



投資の税金について

投資で得た利益には税金がかかる!

株式投資にかかる2種類の税金

売却により得られる

譲渡益

20%

所得税 15%^{※1}
住民税 5%

発行会社からもらえる

配当金

20%^{※2}

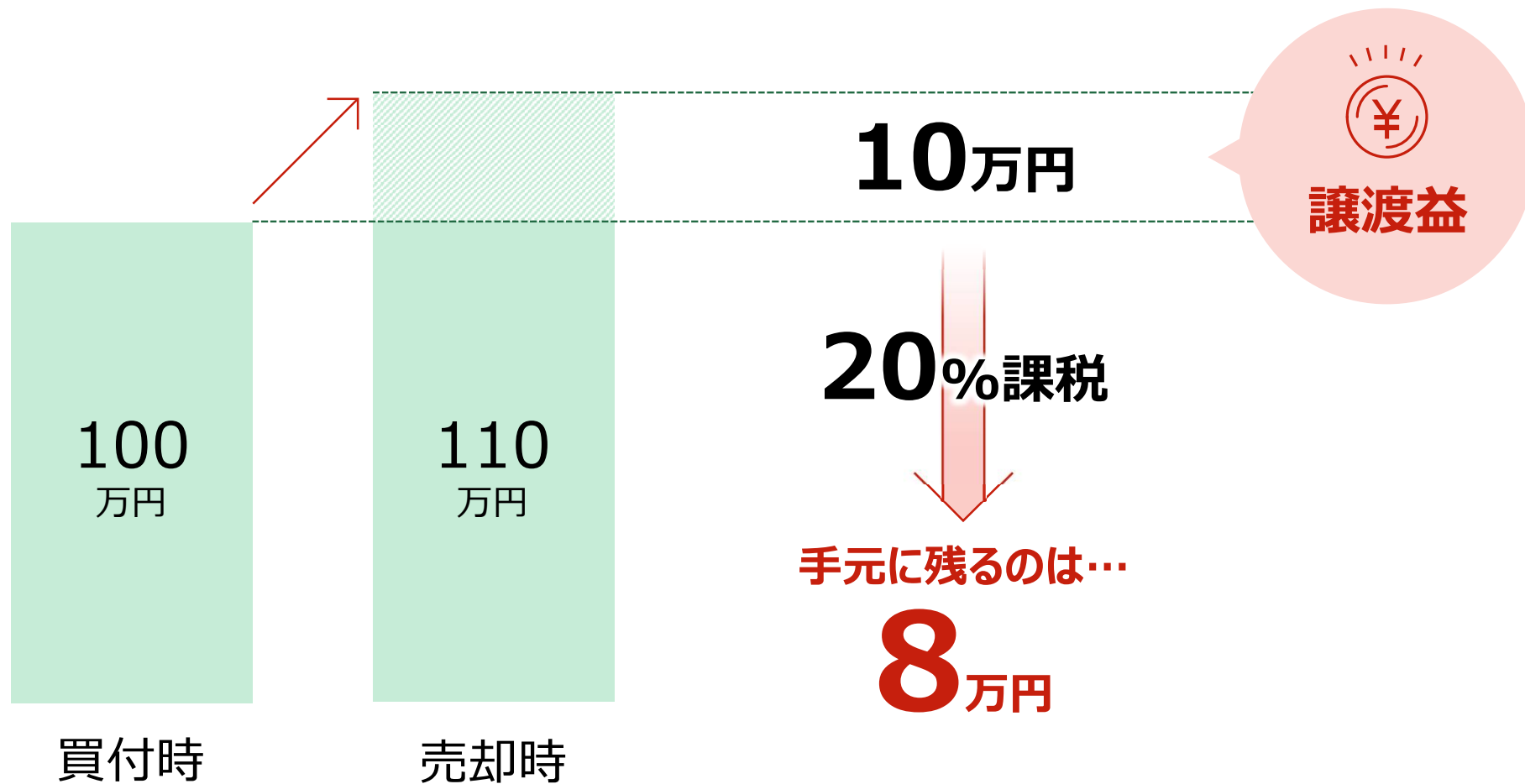
所得税 15%
住民税 5%

※1 2037年までは復興特別所得税として所得税率が15.315%となります。

※2 申告分離課税を選択した場合の税率です。

株式投資の例 その1

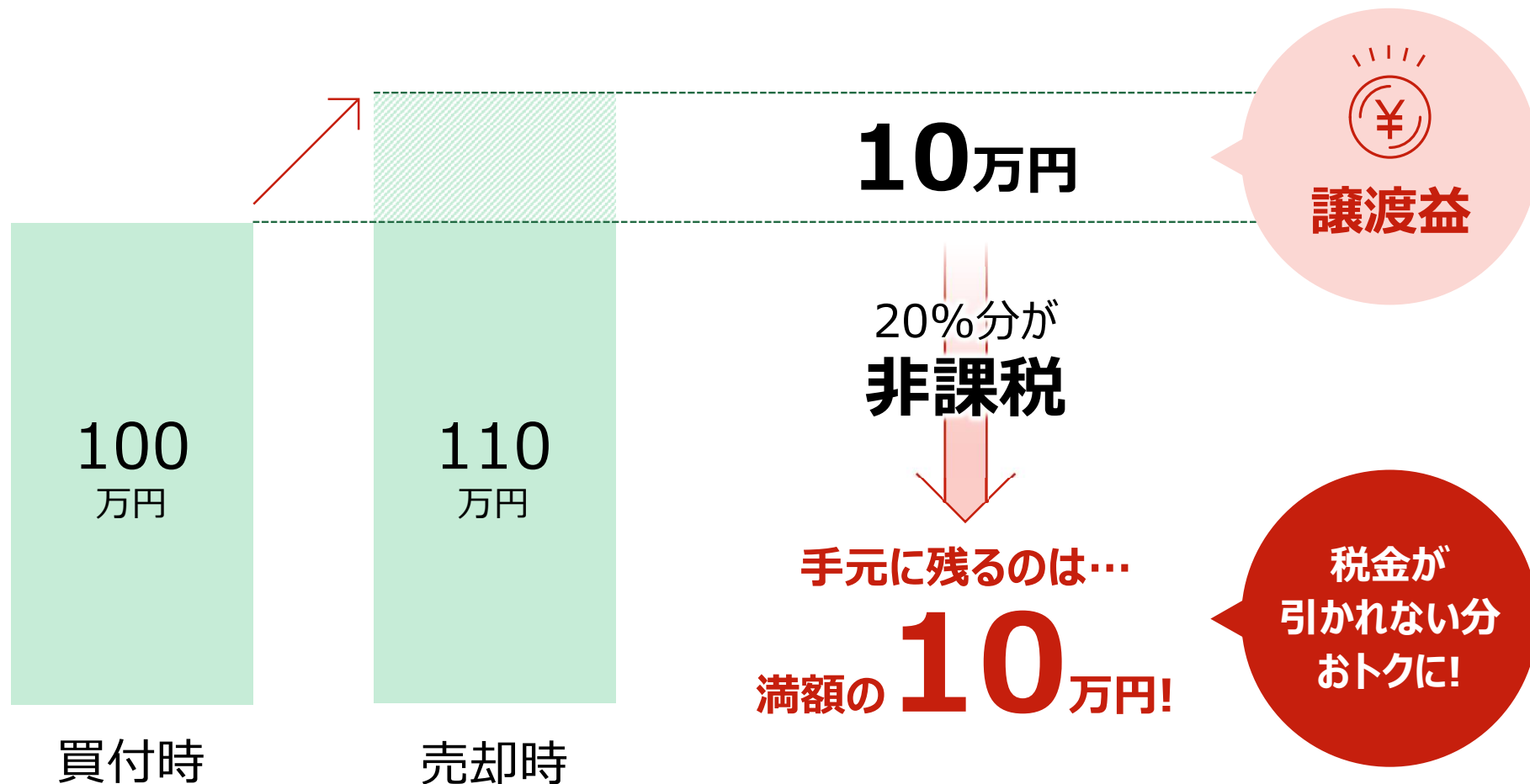
100万円で買付、110万円で売却したら？



NISAの特徴・メリット

株式投資の例 その2

NISA口座では？



NISAを使うメリット

投資にかかる2種類の税金が非課税に!

売却により得られる

譲渡益

~~20%~~

非課税

発行会社からもらえる

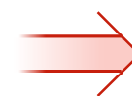
配当金

~~20%~~

非課税※

投資信託の場合

- 売却により得られる 「譲渡益」
- 利益の一部が分配される 「分配金」



NISAなら、投資信託の税金も
非課税に!

※ 配当金を非課税で受け取るためには、「株式数比例配分方式」の登録が必要です。

現在のNISA制度

自分の投資スタイルに合わせて、いずれかを選択する

つみたてNISA	項目	一般NISA
40万円	年間非課税投資枠	120万円
買付した年から 20年間	非課税保有可能期間	買付した年から 5年間
2018～2023年	投資可能期間	2014～2023年
積立投資に限る	投資方法	制限なし
一定基準を満たした投資信託	投資対象商品	上場株式・投資信託等

2024年からの新しいNISA

2024年からNISA制度が変わります

なぜ変わる？ 制度改正の背景

政府が打ち出した「資産所得倍増プラン」

貯蓄から投資へ

長年叫ばれるも、なかなか進まない…



今後5年で

NISA総口座数	1,700万 ▶ 3,400万
NISA累計投資額	28兆円 ▶ 56兆円

へ倍増する目標を掲げる

NISA制度は時限措置だった

一般NISAは2023年で一旦終了し、
複雑な2階建て
の制度になる予定だった



制度を一本化し、

**よりわかりやすく
使いやすい制度に!**

との声が高まった

新しいNISA、どう変わる?

項目	つみたて投資枠	成長投資枠
年間非課税投資枠	120万円	240万円
生涯投資枠	1,800万円（うち成長投資枠は1,200万円まで）	
非課税保有可能期間	無期限	
投資可能期間	無期限	
投資方法	積立投資に限る	原則制限なし
投資対象商品	一定基準を満たした投資信託 （現つみたてNISAと同じ）	上場株式・投資信託等 （一部除外あり）

新しいNISAのポイント

大きく変わるポイントは3つ

年間投資枠が拡大

つみたて NISA	一般 NISA
40万円	120万円


**併用可能で
合計360万円に!**

生涯投資枠

一生涯で利用できる
非課税枠の総額
1,800万円


**売却すると
枠を再利用できる!**

ずっと非課税

つみたて NISA	一般 NISA
20年間	5年間


**非課税期間が
無期限に!**

みなさんもぜひ、

NISA

を使ってみましょう!

大和証券グループの金融経済教育

大和証券グループでは、証券ビジネスを通じて培ってきた金融経済分野の知識やノウハウを活かし、さまざまな世代に対して、金融経済教育を通じて将来を切り拓く力や資産管理スキルを身につけてもらうことを目的とした教育プログラムの提供および支援活動などを行なっています。

◆ 「5分で学べる！お金のクイズ」や各種教材、出張授業等の情報は、下記をご覧ください。

- 大和証券グループ本社ホームページ サステナビリティサイト内
「金融経済教育・研究活動」

>> <https://www.daiwa-grp.jp/sustainability/stakeholder/financial.html>

こちらのQRコードからでもご覧頂けます。⇒



手数料等およびリスクについて

- 当社の取扱商品等へのご投資には、商品ごとに所定の手数料等をご負担いただく場合があります（「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由でお取引いただいた際の国内株式委託手数料は約定代金に対して最大1.26500%（税込）、ただし、最低 2,750円（税込）、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された 購入時手数料および 運用管理費用（信託報酬）等の諸経費、等）また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。商品ごとに手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客さま向け資料等をお読みください。

NISA、つみたてNISAに関する留意事項

共通事項

- NISA、つみたてNISA（以下NISA制度）は、すべての金融機関を通じて、同一年において1人1口座に限り開設することができます。（金融機関を変更した場合を除きます）
- NISAとつみたてNISAは選択制であることから、同一年に両方の適用を受けることはできません。NISAとつみたてNISAの変更は、原則として暦年単位となります。
- その年の非課税投資枠の未使用分を、翌年以降に繰越すことはできません。
- NISA制度の損益は税務上ないものとされ、他の口座で保有する上場株式等の配当金、売買損益等と損益通算することができません。
- 国内上場株式の配当金、ETF・REITの分配金は、証券会社で受取る場合（株式数比例配分方式を選択されている場合）のみ非課税となります。
- 投資信託の分配金のうち、元本払戻金（特別分配金）は非課税であるため、NISA制度の非課税メリットを享受できません。
- NISA制度以外の口座で保有されている上場株式等をNISA制度における口座に移管することはできません。
- NISA制度における口座で保有されている上場株式等を、他の金融機関のNISA制度口座に移管することはできません。
- 国外への出国等で非居住者となる場合には、所定の手続きが必要で。

NISAに関する留意事項

- NISAで購入できる金額（非課税投資枠）は年間120万円までです。銘柄の入れ替えやスイッチング[※]も、買付金額分、非課税投資枠が消化されます。
※ 大和証券では、スイッチングのご利用はできません。

つみたてNISAに関する留意事項

- つみたてNISAで購入できる金額（非課税投資枠）は年間40万円までです。銘柄の入れ替えも、買付金額分、非課税投資枠が消化されます。
- つみたてNISAをご利用いただくにあたり、定期的、継続的に積立投資を行なう積立契約をお申込みいただく必要があります。
- 20年の非課税期間経過後、翌年の非課税投資枠に保有商品を移管（ロールオーバー）することはできません。
- つみたてNISAにかかる積立契約により買付けいただいた投資信託の運用管理費用（信託報酬）等の内容については、原則年1回お客さまへ通知いたします。
- つみたてNISAに累積投資勘定を設けた日から10年経過した日、および同日の翌日以後5年を経過した日（以下基準経過日）ごとに、つみたてNISAを開設いただいたお客さまのお名前・ご住所について確認させていただきます。なお、基準経過日から1年以内に確認ができない場合、つみたてNISAへの上場株式等の受入が出来なくなります。

* 今後、法令・制度等が変更された場合、記載内容が変更となる可能性があります。（2023年2月現在）

商号等 : 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会